

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
3月19日
(金曜日)

目次

- 規則
公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課)……………二
- 訓令
山口県文書例式の一部を改正する訓令(学事文書課)……………二
- 告示
指定代理納付者の指定(税務課)……………三
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………三
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定(環境政策課)……………四
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………五
道路の供用の開始(道路整備課)……………六
- 公告
山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定(障害者支援課)……………六
スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定(文化振興課)……………七
美術館に係る指定管理者の指定(文化振興課)……………七
山口県民文化ホールいわくりに係る指定管理者の指定(文化振興課)……………八
秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定(文化振興課)……………八
山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定(文化振興課)……………八
肥料の登録事項の変更(農業振興課)……………九
基本測量の実施(監理課)……………九
公共測量の実施の終了(二件)(監理課)……………九
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………一〇
契約の締結(物品管理課)……………一〇

○教委規則

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………一一

○監査規程

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………一二

○企業管理規程

押印を求める手続の見直し等のための関係企業管理規程の一部を改正する管理規程……………一二

○雑報

県報の正誤(平成二十四年九月二十一日山口県選挙管理委員会告示第九十二号)……………一二
 県報の正誤(令和三年一月十二日山口県告示第八号)……………一三



公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十二号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(土地等の貸付けの認可の申請)

第二十六条 法人は、法第七十九条の五の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 貸し付けようとする土地等(土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。以下同じ。)の所在

二 貸付けの方法及び期間

三 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法人の土地等の貸付けに関する規程

二 貸し付けようとする土地等の配置及び規模を示す図面

- 三 貸付けに係る契約書案
- 四 その他知事が必要と認める書類

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十三条中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二十七条中「第七条第四項(法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)又は」を削る。

第三十二条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

別記第二号様式から別記第五号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第七号様式から別記第十一号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十四号様式及び別記第十五号様式中「㊦」を削る。

別記第十六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第十七号様式中「㊦」を削り、同様式の注中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別記第十八号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十九号様式中「㊦」を削り、同様式の注中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別記第二十号様式中「㊦」を削り、同様式の注中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別記第二十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別記第二十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第二十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第二十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注中3を削り、4を3とする。

別記第二十五号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二十六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県訓令第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県文書例式の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県文書例式の一部を改正する訓令

山口県文書例式(昭和三十年山口県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表の一のイ中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、
同表の一のロからニまでの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「(平成 年山口県条例第 号)」を「(年山口県条例第 号)」に改め、
同表の三中「(平成 年法律第 号)」を「(年法律第 号)」に、

「(平成 年 月 日)」を「 年 月 日」に、
「(平成 年山口県告示第 号)」を「(年山口県告示第 号)」に改め、
同表

の四及び五のイ中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同表の五のロ中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「(平成 年山口県訓令第 号)」を「(年山口県訓令第 号)」に改め、同表の六中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同表中「(平成 年法律第 号)」を「(年法律第 号)」に、「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改め、同表の八中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「(平成 年法律第 号)」を「(年法律第 号)」に、「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改め、同表の九及び十中「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改め、同表の十一のイ中「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改め、同表の十一のロ及びハ中「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改め、同表の十一のニ中「(平成 年法律第 号)」を「(年法律第 号)」に、「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改め、同表の十一のチ中「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改め、同表の十一のク中「平成 年(年) 月 日」を「 年(年) 月 日」に改める。

附則

この訓令は、令和三年三月十九日から施行する。



山口県告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社

- 二 東京都千代田区紀尾井町一番三号
指定代理納付者に納付させる歳入
自動車税の種別割(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 三 指定の期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間

山口県告示第九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年三月十九日から同年四月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 五洋建設株式会社
住 所 東京都文京区後楽二丁目二番八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 一般国道四九〇号道路改良(雲雀山トンネル) 工事事務所
所在地 美祢市美東町絵堂一七〇一番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能 (m^3 /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間
五五	一一・五	令和三、 四、一五	令和三、 四、三〇	令和三、 六、一	断続 八時間 変動なし

備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
宇部市大字沖宇部字沖ノ山五二五四の二三の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- 5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- 2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

二 伝達性海綿状脳症検査

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(一) 目的

山口県全域（萩市見島を除く。）

(二) 区域

対象となる家畜の種類及び範囲

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- 2 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体で死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの（1に掲げるものを除く。）
- 3 月齢又は推定月齢が満九十六月以上で死亡した牛の死体（1及び2に掲げるものを除く。）
- 4 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）
- 2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

三 豚熱検査

(一) 目的

豚熱の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

(四) 期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）

四 豚のオースキー病検査

(一) 目的

- (二) 豚のオーエスキー病の発生を予防するため
区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
期日
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- (四) 検査の方法
ラテックス凝集反応法
- 五 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査
(一) 目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
区域
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
期日
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)
六 腐蛆病検査
(一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため
区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 蜜蜂の全部
2 転飼しようとする蜜蜂
(四) 期日
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
肉眼検査

山口県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和三年三月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下松新南陽線	周南市西松原三丁目七七の一地先から 同市西千代田町一六九の二地先まで	令和三年三月二十日



(七二) 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定

身体障害者社会参加支援施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。)第二十三条第一項の規定により、山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 山口市鑄銭司二三四番地一
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第十九条各号に掲げる業務に関する内容。
 - (二) 条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第十九条の三第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第二十一条の規定により、山口県聴覚障害者情報センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
三 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(七三) スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県	立下関	武	道館
		下	関
			市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ミスノグループ

代表者 美津濃株式会社

主たる事務所の所在地 大阪市住之江区南港北一丁目二番三五号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県	スポーツ交流	村	
		光	
			市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(七四) 美術館に係る指定管理者の指定

山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第四条第一項の規定により、美術館に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる美術館の名称及び位置

名	称	位	置
山口県	立美術館	山	口
		市	
山口県	立萩美術館・浦上記念館	萩	市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 サントリーパブリシティサービスグループ

代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社
主たる事務所の所在地 東京都江東区豊洲三丁目二番二四号
三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第一号に掲げる業務に関する事(美術品等の展示に附帯するものに
限る。)

(二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関する事(美術品等の展示に関連するもの及
び研究会の開催に関する事を除く。)

(三) 条例第三条第四号に掲げる業務に関する事(生涯学習の支援に関する事に限
る。)

(四) 条例第三条第五号に掲げる業務に関する事(知事が定めるものに限る。)

(五) 条例第八条の許可(施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。)をする
こと。

(六) 条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り
消すこと。

(七) 施設及び設備の維持管理に関する事。
四 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(七五) 山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者の指定

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十
条第一項の規定により、山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者を次のとおり指
定しました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 サントリーパブリシティサービスグループ

代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社
主たる事務所の所在地 東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉
館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する
こと。

(四) 条例第六条の許可をする事。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する事。
三 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(七六) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定

山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。)第十
条第一項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者を次のとおり指定しまし
た。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人山口きらめき財団 山口市水の上町一番七号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉
館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をする事。
(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する事。
三 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(七七) 山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定

山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号。以下「条例」とい
う。)第十条第一項の規定により、山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者を

次のとおり指定しました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長門市文化振興財団 長門市仙崎一〇八一八番地一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する内容。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する内容。

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(七九) 肥料の登録事項の変更

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項を変更した旨の届出がありました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号	変更年月日	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	変更事項	生産者
山口県生 第五六六号	令和三、 二、一六	肥料用六五・ 消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	住所の変更	又氏 は名 称名 住 所 津久見市(旧)大分県津久見市(新)元町六番七号(新)元町五番一八号

(七九) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(八〇) 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、長門市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

長門市三隅上、三隅下及び三隅中

三 作業の期間

令和二年五月二十九日から同年十二月二十八日まで

(八一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市江口一丁目、大神一丁目、大神三丁目、中畷町、大字栗屋、大字上村、大字徳山及び大字戸田

三 作業の期間

令和二年十一月十六日から令和三年二月二十六日まで

(八二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 工区に含まれる地域の名称

阿武郡阿武町大字奈古字沢松(一工区)

二 開発許可を受けた者

阿武町

(八三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校ネットワーク用端末機器 二千二百台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年一月七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号
六 落札金額

一億四千八百四十二万三千五百五十円

七 入札公告日

令和二年十一月二十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削る。

別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第十号様式の二中「㉞」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第十号様式の三中「㉞」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第十号様式の四（その一）中「㉞」を削り、同様式（その一）の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十号様式の四（その二）中「㉞」を削り、同様式（その二）の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十号様式の五中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十一号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十二号様式中「㉞」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第十三号様式中「㉞」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第十八号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十九号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第二十号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第二十一号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第二十二号様式中「㉞」及び「㉟」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県監査委員規程第一号

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月十九日

山口県監査委員

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和三十九年山口県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表特別監査班の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 内部統制評価報告書の審査に関すること。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第二号

押印を求める手続の見直し等のための関係企業管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月十九日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

押印を求める手続の見直し等のための関係企業管理規程の一部を改正する管理規程

(山口県企業局処務規程の一部改正)

第一条 山口県企業局処務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中



を

に改める。

別記第二号様式中「」を削る。

別記第三号様式中「」に改める。


別記第四号様式中「」を「」に改める。

(山口県企業局財務規程の一部改正)

第二条 山口県企業局財務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

別記第四号様式中「」を「」に改める。

別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「」を削る。

(山口県企業局職員被服等貸与規程の一部改正)


第三条 山口県企業局職員被服等貸与規程(昭和四十年山口県企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「」を削る。

別記第二号様式中「被貸与職員印」を「被貸与職員」及び「所属長印」を「所属」に改める。

(山口県企業局職員証取扱規程の一部改正)

第四条 山口県企業局職員証取扱規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式(その一)中「」を削り、同様式(その一)の注を削る。


(山口県企業局職員証取扱規程の一部改正)

第五条 山口県企業局職員証取扱規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

(山口県企業局考査規程の一部改正)

第六条 山口県企業局考査規程(昭和四十三年山口県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「」を削る。

(山口県企業局事業所庁内管理規程の一部改正)

第七条 山口県企業局事業所庁内管理規程(昭和四十七年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「」を削る。

附 則

この管理規程は、令和三年三月十九日から施行する。



正 誤

平成二十四年九月二十一日山口県選挙管理委員会告示第九十二号(政治団体の名称等)

ページ	段	箇所	誤	正
一〇	上	表中	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬石公共後援会 ・瀬石美智子 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬石公共後援会 ・瀬石美智子

正誤
令和三年一月十二日山口県告示第八号（解除予定保安林（山口市））

ページ	段	行	誤	正
三	上	左から 一四六	字梅ノ木二二二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二二二〇の二、二二二〇の三、二二二〇の四、二二二〇の一・二二二〇の一・二二二〇の一六・字梅ノ木原二二二七・二二二八の一・二二二八の三・二二二八の四	字梅ノ木二二二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二二二〇の二、二二二〇の三、二二二〇の四、二二二〇の一・二二二〇の一・二二二〇の一六・字梅ノ木原二二二七・二二二八の一・二二二八の三・二二二八の四

令和三年三月十九日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁